



発行 新潟県
号外 2
 平成30年 5月24日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 24 新潟県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)
- 25 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

平成30年 6月10日執行の新潟県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成30年 5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

37,746,700円

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成30年 5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 38,705
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 341,904
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,110
新潟市東区	38,843
新潟市中央区	49,934
新潟市江南区	19,300
新潟市秋葉区	21,792
新潟市南区	12,856
新潟市西区	44,159
新潟市西蒲区	16,606

長岡市三島郡	77,944
上越市	54,675
三条市	28,108
柏崎市刈羽郡	25,534
新発田市北蒲原郡	31,838
小千谷市	10,277
加茂市南蒲原郡	11,523
十日町市中魚沼郡	18,298
見附市	11,593
村上市岩船郡	19,518
燕市西蒲原郡	25,092
糸魚川市	12,548
妙高市	9,433
五泉市東蒲原郡	18,086
阿賀野市	12,283
佐渡市	16,319
魚沼市	10,555
南魚沼市南魚沼郡	18,356
胎内市	8,507